

税源移譲により町・県民税と 所得税の税率が変わります

地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」の柱として国から地方への税源移譲が行われます。税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることとなります。税源移譲によって地方は、必要な財源を直接確保できるようになり、よりよい行政サービスを効率的に提供できるようになります。

町・県民税所得割の税率は、課税所得金額に応じて3段階の税率が適用されていましたが、平成19年度から一律10%になります。

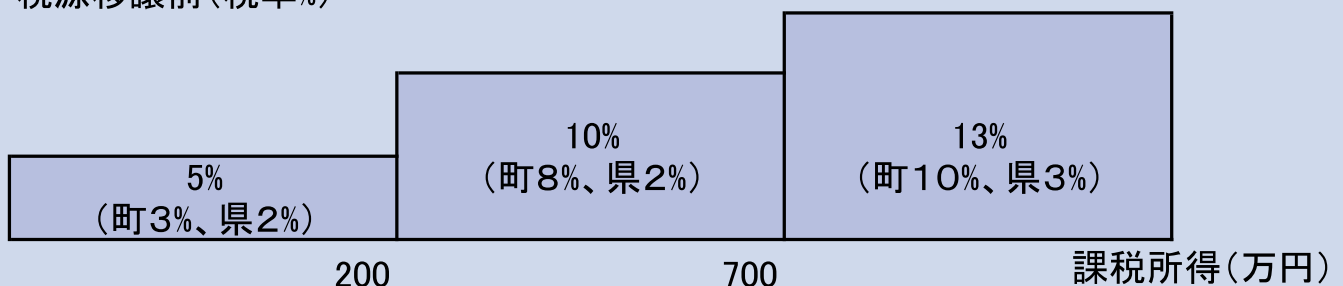
また、所得税の税率は、4段階の税率が適用されていましたが、平成19年分から6段階の税率に細分化されます。

税源移譲によって多くのかたは、平成19年6月から町・県民税が増えることとなりますが、すでに19年1月から所得税が減額されていることや町・県民税の人的控除の差に対応した減額措置が講じられますので「所得税+町・県民税」の負担額は、基本的には変わりません。

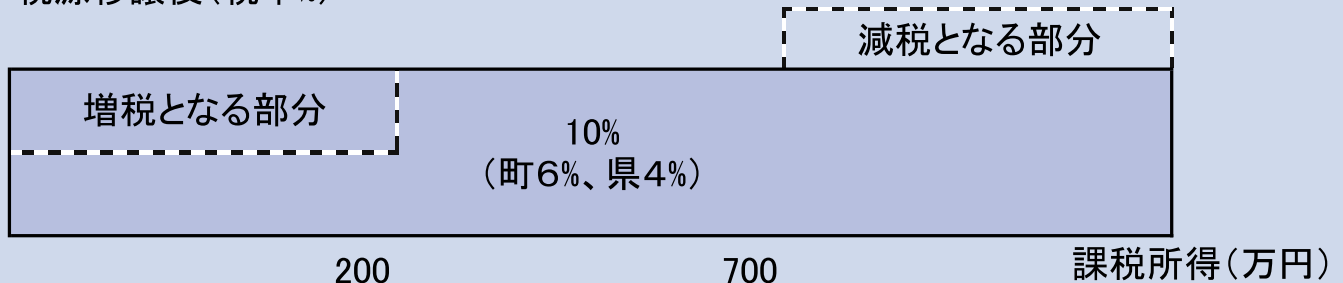
(すでに定率減税の廃止が決まっていますので、その分の負担額は、増えることとなります。)

所得税から住民税への税源移譲によって、町・県民税所得割の税率が一律10%(町6%、県4%)の比例税率になります。

税源移譲前(税率%)



税源移譲後(税率%)



問合せ 税務課住民税係 内線124、125、129